

令和6年度成鶏更新・空舎延長事業の発動

令和6年5月13日時点の鶏卵の標準取引価格(日ごと)が195円/kgと、安定基準価格202円/kgを下回りましたので、成鶏更新・空舎延長事業が発動になりました。

業務方法書に基づき、以下の成鶏が対象になりますので、ご確認ください。

- 令和6年4月13日(飼養羽数10万羽未満の加入生産者は令和6年4月3日)から標準取引価格が安定基準価格202円/kgを上回る日の前日までに食鳥処理場の申込み承諾を得て、なおかつ上回った日の30日後(飼養羽数10万羽未満の場合は40日後)までに食鳥処理場にて食鳥処理される成鶏。

事業に参加する生産者にあつては、別途お送りします「令和6年度成鶏更新・空舎延長事業参加通報書」に必要事項を記入の上、FAX又は郵送にて当協会へ速やかに通報するとともに(様式は当協会HPから随時入手可能)、出荷完了後30日以内に事業参加(兼奨励金交付)申請書等の所定書類を提出いただきますようお願いいたします。

なお、食鳥処理においては、関係法令等も踏まえ食鳥処理場側の過重労働等が生じないように留意しつつ、食鳥処理業者と十分に調整の上、計画的な出荷をお願いいたします。

*** 制度が変わっています。特に120日齢基準の導入に十分ご注意ください。**

